

### 3. 行財政改革

# 1 法人実効税率の引下げに係る国の責任による対応及び代替財源の確保

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

## <現状・課題>

地方法人課税は、産業振興、雇用対策、警察・消防のほか社会資本の整備など、企業の生産活動を支える公共サービスに必要な財源を賄うため、法人に応分の負担を求めるものであり、地方の重要な基幹税として不可欠なものである。

特に、税収に占める法人二税の割合が高く、地方交付税による財源保障を受けることができない都は、代替財源を伴わない税率引下げにより大きな影響を受けることとなりかねない。

平成28年度税制改正においては、成長志向の法人税改革の一環として、平成30年4月1日から、法人実効税率が29.74パーセントまで引き下げられたが、引下げと併せて課税ベースの拡大などが行われ、代替財源の確保が図られた。

これらを踏まえれば、今後、更なる実効税率の引下げを行う場合には、その対応は国の責任において行われるべきであり、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないよう、確実に代替財源を確保すべきである。

## <具体的要求内容>

今後、更に法人実効税率を引き下げる場合には、国の責任において行うこととし、税率引下げによる地方自治体の減収については、代替財源を確実に確保し、全ての地方自治体の歳入に影響を与えることのないようにすること。

## 2 都区財政調整の財源に係る過誤納還付金の取扱いの見直し

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 総務局・財務局)

都区財政調整制度における特別区財政調整交付金について、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするよう、法令の規定を整備すること。

### <現状・課題>

都区財政調整制度において、都が特別区に交付する特別区財政調整交付金の原資は、地方自治法・同法施行令により、調整税（都が徴収する市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税）等の収入額の一定割合とされている。

一方、調整税に係る過誤納還付金は、都の歳出予算として経理されるため、その影響額が交付金の算定上反映されていない。

また、還付金額が多額に上っており、都財政に深刻な影響を与えているものである。

### <具体的要求内容>

特別区財政調整交付金の原資については、実態に見合ったものとなるよう、調整税の収入額から過誤納還付金を控除した額を交付金の原資とするように規定の整備を行うこと。

参 考

【調整税に係る過誤納還付金の推移】

年度	過誤納還付額	うち特別区の配分割合
		に相当する額
17年度	231億円	120億円
18年度	175億円	91億円
19年度	219億円	120億円
20年度	356億円	196億円
21年度	759億円	418億円
22年度	228億円	125億円
23年度	211億円	116億円
24年度	216億円	119億円
25年度	163億円	90億円
26年度	162億円	89億円
27年度	184億円	101億円
28年度	122億円	67億円
29年度	227億円	125億円
30年度	151億円	83億円
元年度	164億円	90億円
2年度	245億円	135億円
3年度見込み	165億円	91億円

※ 特別区の配分割合：12～18年度…52%、19～元年度…55%  
令和2年度以降…55.1%

### 3 社会保障の充実など制度創設及び見直しに伴う 国の責任による確実な財源の確保等

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 財務局)

- (1) 社会保障の充実に要する経費については、地方交付税による措置ではなく、国の責任において全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

#### <現状・課題>

社会保障・税一体改革により、消費税率及び地方消費税率の引上げによる増分は、子ども・子育て支援や医療・介護の充実に向けた施策の実施など、社会保障の充実・安定化に充てることとされている。

同改革による社会保障の充実に要する地方自治体の財源については、税率引上げによる増加分に加えて、地方交付税による財源保障が行われているが、交付税不交付団体では、社会保障の充実に必要な財源を、自主財源から捻出しなければならない。その結果、社会保障の充実に係る財源は消費税の引上げと社会保障給付の重点化・効率化によって確保するという一体改革の意義が希薄化している。

さらに、引上げと同時に導入された軽減税率制度による減収分については、代替財源が確保されておらず、地方の社会保障財源に影響を与えている。

本来、社会保障のようにあまねく国民が受けるべき施策において、国が新たな制度を創設し施策を実施していく際に生じる地方の財政負担については、国の責任で財源を確保すべきであり、財源保障の対象とならない自治体が存在する制度設計は問題がある。

今後も、高齢者人口の増加に伴う社会保障需要の増加が見込まれるほか、人口構造の変化に対応した、よりきめ細かな行政サービスの提供も重要となっている。このような状況を踏まえ、今後の社会保障に係る費用負担の増加や更なる充実に要する財源については、地方へ負担を転嫁することなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すべきである。

その他の施策についても、国策による制度創設や見直しを行う場合は、国は、早期にその在り方を示すとともに、確実に財源を確保すべきである。

< 具体的要求内容 >

- (1) 社会保障の充実に要する地方財源については、将来の負担増を見据え、地方交付税による措置ではなく、国の責任において、全ての自治体に対し確実に財源を確保すること。
- (2) 国策による制度の創設や見直しにより、費用や減収が生じる場合には、国の責任において確実に財源を確保すること。  
自治体に対する財源措置に当たっては、全ての自治体へ確実に財源を補填する必要があることから、地方交付税による措置ではなく、実際の必要額に応じた税源移譲や交付金等の創設により財源を措置すること。
- (3) 具体的な制度設計等に当たっては、地方の意見を十分に踏まえたものにするため、国から地方に対して協議を行うこと。
- (4) 地方に対して、既存事業との関係等を明確に示すとともに、早期の情報提供を行うこと。

## 4 財政上の不合理な措置の是正

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 財務局・主税局)

現在都が受けている、極めて不合理な措置について、地方税財政制度の抜本的見直しを待つまでもなく、速やかに是正すること。

### <現状・課題>

- (1) 地方揮発油譲与税の譲与制限等、地方交付税の不交付を理由とする財源調整等の措置を受けている。
- (2) 大公使館、領事館の用に供する固定資産等で派遣国の所有に係るものについては、固定資産税及び都市計画税が非課税とされ、地方自治体はその分の税収減を余儀なくされている。

### <具体的要求内容>

- (1) 地方交付税の不交付を理由とする財源調整等を廃止すること。
  - ① 地方揮発油譲与税の譲与制限
  - ② 特別法人事業譲与税の譲与制限
  - ③ 国庫補助金における財政力に応じた調整措置
- (2) 大公使館、領事館等に対する非課税措置により減収となっている固定資産税、都市計画税相当分を補填すること。

参 考

(1) 財源調整

① 財源調整の内容

地方揮発油譲与税 (地方道路譲与税)	不交付団体に対しては、①前年度交付税算定上の財源超過額の2/10、又は②交付団体方式で算定した額の2/3、のいずれか少ない方の額が控除されている。 現在、都は②による譲与制限を受けている。
特別法人事業譲与税	不交付団体に対しては、基準特別法人事業譲与税額(特別法人事業譲与税の総額に相当する額を各都道府県の人口で按分した額)の75/100(財源超過額を上限)が控除されている。
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	不交付団体に対しては、交付団体方式で算定した額の7/10が控除されている。
そ の 他	都が不交付団体であること等を理由として、補助率に財政力指数の逆数を乗じるなど、補助率の割り落とし等が行われている。

※ 平成21年度から、地方道路税は地方揮発油税に、地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に名称が変更された。ただし、平成21年度以降も地方道路税として収入された額は、地方道路譲与税として譲与される。

② 財源調整額の推移

(単位：億円)

区 分	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
地方揮発油譲与税	42	37	36	36	35
地方道路譲与税	—	0	0	0	0
特別法人事業譲与税	—	—	1,324	1,245	1,372
国有提供施設等所在 市町村助成交付金	0.6	0.7	0.7	0.8	0.8
そ の 他	12	9	7	10	11
合 計	55	47	1,368	1,292	1,420

※ 本表の数値は、地方交付税不交付団体であること等を理由として講じられている財源調整額である。

※ 令和2年度までは決算ベース、令和3年度及び令和4年度は当初予算ベース。



## 5 地方税収納金整理資金制度の創設

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 財務局・総務局・主税局)

地方税収納金整理資金制度を創設すること。

### <現状・課題>

現行制度では、地方税収入は、還付金控除前の、いわばグロスの収入額が一般会計に編入されているが、これには次のような問題がある。

- ① 過誤納金等の収入を一般経費の財源としていること。
- ② 還付金を一般会計予算に計上して支出するときは、予算上の制約から迅速な還付に支障が生ずること。

一方、国では、①・②の問題に対処するため、昭和29年度に国税収納金整理資金制度を創設した。それ以降、国税収入等はいったん歳入歳出外として同整理資金に受け入れ、そこから還付金等を控除した額を一般会計又は特別会計に組み入れている。これによって、国税の還付金は、その財源が同整理資金に留保され、そこから支払われるので、歳出予算に制約されずに支払うことができるようになっている。

そこで、地方税についても、各地方団体の実状に合わせ、国税と同様の扱いができるように、地方税収納金整理資金制度を創設すべきである。

### <具体的要求内容>

地方税収入の経理の合理化と、過誤納金の還付金等の支払に関する事務処理の円滑化を図るため、国税における国税収納金整理資金制度と同様の制度を創設すること。

## 6 地方法人課税の分割基準の適正化

(提案要求先 総務省)

(都所管局 主税局)

- (1) 大都市にとって不利益となっている分割基準の適正化を図ること。
- (2) 地方法人課税の分割基準の不合理な見直しを行わないこと。

### <現状・課題>

分割基準は、複数の地方自治体に事務所等を持つ法人について、課税標準である所得等を関係自治体間で配分するための基準である。法人が自治体から受ける行政サービスの対価として税を負担するという応益原則に基づき、法人の事業活動が行われている地域に税収が正しく帰属するよう、各自治体における事業活動の規模を適切に反映したものでなければならない。

一方で国は、法人事業税の分割基準について、これまで幾度にもわたり、社会経済情勢の変化等を名目としつつも、実質的には財政調整を目的とする都市部に不利益な改正を行っており、現在の基準は法人の事業活動の規模を適切に反映したものとなっていない。

分割基準を財政調整の手段として用いることは、行政サービスの受益と事業活動との対応関係を歪め、基準そのものに対する信頼を失わせるものであり、こうした不合理な改正を行うべきではない。

### <具体的要求内容>

- (1) 法人事業税の分割基準を、従業者数など法人の都道府県ごとの事業活動の規模を適切に反映したものとすること。
- (2) 地方自治体間の財政調整の手段として、地方法人課税の分割基準の見直しを行うなど、税制の姿を歪める不合理な改正は行わないこと。

参 考

**【不合理な法人事業税分割基準改正の推移】**

区 分	昭和37年度 改正前	昭和37年度	昭和45年度	平成元年度	平成17年度	現行
製造業	従業者数	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数 は1/2	→	資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍	本社従業者数の 1/2措置を廃止	従業者数 資本金1億円 以上の法人 工場従業者数 は1.5倍
銀行業 保険業	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	→	資本金1億円 以上の法人 本社従業者数は 1/2	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
証券業	従業者数	→	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数	同上	1/2を事務所数、 1/2を従業者数
サービス 産業等 ※	従業者数	→	同上	→	1/2を事務所数、 1/2を従業者数 本社従業者数の 1/2措置を廃止	1/2を事務所数、 1/2を従業者数

※電気・ガス供給業、倉庫業、鉄道業・軌道業を除く。

**【不合理な法人事業税分割基準の改正による都の減収額の推移】**

(単位：億円)

年 度	25	26	27	28	29	30	令和元	2	3	4
減収額	1,297	1,405	1,779	1,859	1,731	1,856	2,022	1,826	1,787	2,039

(注)令和3年度は補正後予算ベース、4年度は当初予算ベース。

## 7 新たな国際課税ルールの方定に係る税収の適切な帰属

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 主税局・財務局)

国際課税制度の見直しに伴う税収については、全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

### <現状・課題>

経済のデジタル化の下、事業を行う上で必ずしも物理的拠点を必要としないデジタル企業等に対して、市場国において十分に課税ができないという状況が生じている。また、多国籍企業グループ内の無形資産の移転が容易になる中で、低い法人税率や優遇税制を有する軽課税国へのBEP S (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) リスクが増大していることも課題となっている。

こうした問題の解決に向けて、OECDは新たな国際課税のルールを策定し、令和3年10月、136か国・地域による最終合意に至ったところである。この合意は、200億ユーロ超の売上高と10%超の利益率を確保する多国籍企業を対象に、グローバルな事業利益から通常利益を除いた利益の25%を市場国に配分するという第1の柱と、売上高7.5億ユーロ以上の多国籍企業に対し世界共通の最低法人税率15%を導入するという第2の柱からなり、令和5年からの実施を目指すこととされている。

国際課税制度の見直しに伴う税収については、以下の理由から、地方分が含まれると考えるべきである。

- ・第1の柱において、配分基準とされる「売上」は、国及び地方自治体が整備する社会インフラを基盤として成り立っていること
- ・現在法人二税を課されている法人が、第1の柱の適用を受けることとなった場合、利益の一部が市場国に配分され、個々の地方自治体の減収が見込まれることから、一方的な減収とならないよう、我が国における増収分について適切に取り扱うべきこと
- ・第2の柱は、軽課税国における地方税分を含む法人実効税率と最低法人税率15%との差分が課税対象となること

### <具体的要求内容>

国際課税制度の見直しに伴う税収については、全ての地方自治体に対して適切に帰属させること。

## 8 社会保障・税番号制度の拡充等

(提案要求先 デジタル庁・文部科学省)  
(都所管局 デジタルサービス局・生活文化スポーツ局)

- (1) マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まるよう、引き続き分かりやすい周知・広報を行うこと。
- (2) 制度の安全かつ適切な運用に当たり、対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (3) 行政運営の効率化等を図るため、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

### <現状・課題>

社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）を定める行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）等の番号関連4法案が平成25年5月31日に公布され、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始された。また、平成29年7月からの情報連携の試行運用期間を経て、同年11月からは本格運用が実施されている。

マイナンバー制度については、国民の認知や理解が深まらなければ、普及・定着が進まない。国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、制度の概要、メリット等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行う必要がある。

また、都及び都内区市町村においては、マイナンバー制度の安全かつ適切な運用のための準備を進めてきたが、セキュリティ対策の実施や、対象事務の見直しに伴う仕様変更等、大きな費用負担が生じてきた。今後も、制度の運用を進めていく中で、状況に応じたセキュリティの強化、連携する情報の見直しや制度拡大に伴う事務の追加等が継続的に生じるものと考えられる。これらに伴い、システムにおける対応作業及び改修が必要となることから、費用負担が継続的に生じる見込みである。

さらに、マイナンバー制度の導入準備を進める中で、行政の効率化等を図るために事務を移譲した法人においてマイナンバー制度を利用できない等の個別課題が生じている。

マイナンバー制度の円滑な導入や広範な普及を促進し、制度の基本理念である国民の利便性の向上及び行政運営の効率化を図るためには、地域の実情や個別課題に応じた措置を講じる必要がある。

具体的には、授業料等の保護者負担軽減事務において、法の直接適用を受ける就学支援金はマイナンバー制度を利用することができるが、都の補助を受けて公益財団法人東京都私学財団が実施する奨学給付金及び特別奨学金は利用対象外となっており、提出書類の簡素化につながらない。

<具体的要求内容>

- (1) 国民が適切に「マイナンバー」及び「マイナンバーカード」を取り扱えるよう、その概要、メリット、安全性や信頼性等に加え、注意すべき事項等についても、引き続き、分かりやすい周知・広報を行うこと。
- (2) 制度の安全かつ適切な運用に当たり、対象事務の見直しや、システム及びネットワークの改修等や維持管理に要する経費については原則として国が負担し、地方に新たな経費負担が生じることのないよう財政措置を講じること。
- (3) 都における行政運営の効率化や行政サービスの向上を図るため、都の補助を受けて公益財団法人が実施する事務についてもマイナンバー制度を利用可能とするなど、制度の運用に当たり、地域の実情や個別課題に応じた必要な措置を講じること。

## 9 「ふるさと納税」制度の見直し

(提案要求先 総務省・財務省)  
(都所管局 主税局・総務局・財務局)

- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

### <現状・課題>

「ふるさと納税」は、個人がふるさとやお世話になった地方自治体を応援する仕組みとして平成20年度に創設され、都道府県や市区町村に寄附をした場合、2千円を超える部分について、一定の上限まで、所得税及び住民税から全額が控除される制度となっている。

「ふるさと納税」は、地域の活性化に資する面もある一方で、より多くの寄附金を集めるために返礼品競争が続いているなど、寄附本来の趣旨を促す制度となっていない。

また、居住地ではない地方自治体への寄附により、自らが居住する地方自治体の住民税から控除を受ける「ふるさと納税」は、受益と負担という地方税の原則に照らしても適当ではない。加えて、所得に応じて控除額の上限も高くなる仕組みとなっているため、返礼品と相まって、高所得者ほど「ふるさと納税」を事実上の節税対策として活用することが可能であり、公平性の観点からも問題がある。

さらに、平成27年度税制改正で創設された「ワンストップ特例」は、国税である所得税から控除すべき税額について、居住地の地方自治体の住民税から控除する制度であり、税収減については地方交付税により補填されるが、地方交付税による減収補填を受けられない不交付団体は、本来、国が負担すべき税収減が転嫁されている問題もある。

こうした中、国は、令和元年度税制改正において、返礼品について、返礼割合3割以下の地場産品に限るなど一定の見直しを行ったが、様々な問題点は解消されていない。

### <具体的要求内容>

- (1) 「ふるさと納税」について、寄附本来の趣旨等を踏まえた見直しを行うこと。
- (2) 「ワンストップ特例」制度に伴う地方自治体の税収減分については、全ての地方自治体に財源を措置すること。

参 考

【東京都におけるふるさと納税の影響額】

(単位：人、百万円)

年度	適用者数	控除額	うち	
			都民税分	区市町村民税分
平成28年度	270,273	26,315	10,522	15,792
平成29年度	489,131	47,580	19,021	28,559
平成30年度	641,164	64,948	25,973	38,975
令和元年度	843,968	87,288	34,906	52,382
令和2年度	864,509	88,936	35,565	53,371
令和3年度	1,116,147	107,915	43,172	64,743

(総務省「ふるさと納税(寄附)に係る寄附金税額控除の適用状況について」より)

※令和3年度は総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より作成

(注) 寄附金控除の申告があった寄附金の集計。

(注) 控除額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳が一致しない場合がある。



## 10 自治体情報セキュリティクラウドの推進

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 デジタルサービス局)

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、必要な財源を確実に措置すること。

### <現状・課題>

国では平成27年6月に発生した日本年金機構における個人情報流出事案を受け、同年12月に、都道府県に対し、自らの情報セキュリティ対策の充実とともに、自治体情報セキュリティクラウドの構築をはじめ、都道府県内区市町村における必要な情報セキュリティ水準の確保のための支援について要請している。

都及び区市町村はそれぞれのセキュリティポリシーに基づき対策を講じており、現状では、都が一律にセキュリティ対策を実施する権限を有していない。このような状況の中、国の要請を受け、自治体情報セキュリティクラウドを構築し、平成29年度から運用を行っている。

国は、この自治体情報セキュリティクラウドについて、更新の時期を迎えること、また、社会情勢やIT技術の進歩等に伴う新たな脅威に対応する必要があることから、令和2年8月18日に「次期自治体情報セキュリティクラウドの標準要件について」を示した。

しかしながら、国が示した標準要件は、現行システムとは異なる部分（原則クラウドサービスからの調達、新たな脅威や現行課題への対応による機能要件の追加等）が多く、更新のために必要となる経費に加え、後年度経費についても、大きな負担が発生するものである。

それに対し、国は、更新の一部について財政措置を行うことを示したが、対象は、次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行に対する経費に限定されている。後年度負担に対しても、地方交付税の不交付団体や特別区を含め、全団体に必要な財源を措置することが不可欠である。また、自治体情報セキュリティクラウドを適切に運用していくためには、国、都道府県及び区市町村の役割分担や権限を明確にすることが必要である。

### <具体的要求内容>

都道府県と区市町村が協力して高度なセキュリティ対策を講じる自治体情報セキュリティクラウドの後年度負担に対し、国は地方交付税の不交付団体や特別区を含め、都道府県及び区市町村の実情に合わせた必要な財源を確実に措置するとともに、国、都道府県、区市町村の役割分担及び権限を明確に規定すること。

## 1 1 公務員の働き方改革に向けた勤務条件の弾力化【最重点】

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 総務局)

多様な公務の現場において、その特質を踏まえた働き方改革を加速するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」を地方公務員にも活用できるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

### <現状・課題>

「働き方改革」は、国全体の最重要課題の一つであり、女性、男性、高齢者、障害や難病のある方など、誰もが活躍できる、一人ひとりのライフスタイルに応じた働き方を実現することが急務である。

そのためには、「働き方改革」の旗振り役である行政組織自体の働き方改革に率先して取り組み、民間企業も巻き込んだ大きなムーブメントにつなげていく必要がある。

一方、地方公務員の勤務条件は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）等を踏まえて条例で定めることとされているが、公務職場では、民間企業に比べて柔軟かつ多様な働き方が法令上制約されている状況にある。労働基準法（昭和22年法律第49号）では、「1年単位の変形労働時間制」が規定されているが、地方公務員には適用除外とされており、公務員の柔軟な働き方を検討する上での制約となっている。

都はこれまで、現行の法令の枠内で可能な限り、柔軟で多様な勤務時間制度について試行を重ね、平成30年4月からは「フレックスタイム制」も本格導入したが、多岐に及ぶ公務の実態や職員の働き方のニーズに応えるには、働き方の選択肢を更に拡大する必要があり、法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、「働き方改革」を更に加速していくため、地方公務員自らが、生活と仕事の両方を大切にする「ライフ・ワーク・バランス」を実現し、職員一人ひとりの力を100パーセント引き出すことが出来る仕組みを整備していく必要がある。

### <具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現するため、民間企業に導入可能な「1年単位の変形労働時間制」について、公務職場においても、公務運営を確保しつつ活用が可能となるよう、地方公務員法の改正等を行うこと。

## 参 考

### ○ 「1年単位の変形労働時間制」等の導入 関係法令

#### ① 労働基準法

(労働時間)

第三十二条の四 (抜粋)

使用者は、… (略) …第三十二条の規定にかかわらず、その協定で第二号の対象期間として定められた期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において、… (略) …労働させることができる。

二 対象期間 (その期間を平均し一週間当たりの労働時間が四十時間を超えない範囲内において労働させる期間をいい、一箇月を超え一年以内の期間に限るものとする。(略))

#### ② 地方公務員法

(他の法律の適用除外等)

第五十八条 (抜粋)

3 労働基準法第二条、… (略) …第三十二条の三から第三十二条の五まで… (略) …の規定は、職員に関して適用しない。

### ○ 「1年単位の変形労働時間制」及び「フレックスタイム制」の制度概要

#### ① 「1年単位の変形労働時間制」

1年単位の変形労働時間制は休日の増加による労働者のゆとりの創造、時間外・休日労働の減少による総労働時間の短縮を実現するため、1か月を超え、1年以内の期間を平均して1週間当たりの労働時間が40時間を超えないことを条件として業務の繁閑に応じ労働時間を配分することを認める制度

#### ② 「フレックスタイム制」

職員の正規の勤務時間を、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分とした上で、公務の運営に支障がないと認められる範囲で、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることができる制度

## 1 2 公務員の育児短時間勤務及び部分休業の対象 となる子の年齢の拡大

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 総務局)

子育てと仕事の両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、地方公務員の育児短時間勤務及び部分休業について、対象となる子の年齢を拡大するよう、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

### <現状・課題>

少子高齢化の進行により、我が国の生産年齢人口は、1995年をピークに減少に転じており、労働力の確保や経済活動の減退が懸念されている中、誰もが安心して働き続けられるような有効な対策を講じなければならない。そのためには、自らの意思に基づいて働き方や生き方を選択できる社会をつくり、高い生産性とライフ・ワーク・バランスを両立した働き方を実現させる必要がある。

こうした中、小学生の子どもを育てる親にとって、学童クラブの開所時間が保育所より短くなるといった、いわゆる「小一の壁」の解消が課題となっており、保護者に多様な選択肢を提供し、切れ目なく子育てと仕事との両立を支援していくことが求められている。

一方、地方公務員が利用可能な育児短時間勤務及び部分休業は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）において、対象となる子の年齢が「小学校就学前までの子」と定められているため、小学生の子を育てる親は利用できない。

都はこれまで、子育て中の職員が利用できる休暇等制度の見直しやテレワークの活用、時差勤務の拡大、フレックスタイム制の導入など、ライフステージに応じた柔軟な働き方の推進に取り組んできたところであるが、職員の多様なニーズに応えるためには、現行法令の枠内の手法では不十分であると認識している。

今後、子育てと仕事の両立支援を、切れ目なく、より一層充実していくため、働き方の選択肢を拡充し、全ての地方公務員が高い意欲を持ちながら、自らの能力を最大限発揮できる職場環境を整備していく必要がある。

### <具体的要求内容>

公務員の柔軟かつ多様な働き方を実現し、子の小学校就学以降も切れ目なく、子育てと仕事との両立を支援する観点から、育児短時間勤務及び部分休業について、対象となる子の年齢を拡大するよう、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正等を行うこと。

## 参 考

### ○ 地方公務員の育児休業等に関する法律（抄）

（育児短時間勤務の承認）

第十条 職員（略）は、任命権者の承認を受けて、当該職員の小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、当該子はその始期に達するまで、常時勤務を要する職を占めたまま、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態（略）により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（略）ができる。（略）

（部分休業）

第十九条 任命権者（略）は、職員（略）が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例の定めるところにより、当該職員がその小学校就学の始期（略）に達するまでの子を養育するため一日の勤務時間の一部（二時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（略）を承認することができる。

### ○ 「育児短時間勤務」及び「部分休業」の制度概要

#### ① 「育児短時間勤務」

- ・ 小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、常勤職員のまま、複数の勤務の形態のうち職員が希望する日及び時間帯において、短時間勤務をすることができる制度
- ・ 勤務の形態は次のいずれかの形態
  - ア 官庁執務型勤務職員と同様の勤務形態（少なくとも土日が週休日）
    - (ア) 1日3時間55分×5日（週19時間35分）
    - (イ) 1日4時間55分×5日（週24時間35分）
    - (ウ) 1日7時間45分×3日（週23時間15分）
    - (エ) 1日7時間45分×2日＋1日3時間55分×1日（週19時間25分）
  - イ ア以外の形態（職務の性質により、特別の勤務形態によって勤務する必要がある職員）

原則として、4週間で8日以上を週休日とし、週当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務

#### ② 「部分休業」

小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲の時間）を勤務しないことができる制度

## 13 LGWAN（総合行政ネットワーク）環境のセキュリティ確保

（提案要求先 総務省）  
（都所管局 デジタルサービス局）

LGWAN（総合行政ネットワーク）接続系とインターネット接続系の分割について、必要な財源を措置すること。

### <現状・課題>

国は平成27年6月に発生した日本年金機構における個人情報流失事案の発生及び社会保障・税番号制度（以下「マイナンバー制度」という。）の本格運用を踏まえ、同年12月に都道府県に対し「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」を要請しており、その中で、マイナンバー制度による情報連携に活用されるLGWAN環境のセキュリティ確保のため、LGWAN接続系とインターネット接続系を分割することを求めているが、その実施に必要な経費について、補助対象は区市町村のみとなっている。

このような状況の中で、国の要請を踏まえ、都においても、庁内ネットワークの、LGWAN接続系とインターネット接続系の分割を実施しているが、本措置に係る庁内ネットワークシステムの構築及び本システムの維持管理には従来以上に多大な負担が発生している。

については、国が求めるLGWAN接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、必要な財源を措置することが不可欠である。

### <具体的要求内容>

国が求めるLGWAN接続系とインターネット接続系の分割に係る経費について、都道府県に対して必要な財源の措置を講じること。

## 1 4 新型コロナウイルス感染症に伴う地方の財政運営に対する確実な支援【最重点】

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省・厚生労働省)  
(都所管局 財務局・総務局・福祉保健局)

- (1) 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の継続・拡充をはじめとして、全ての自治体が自由度高く活用できるよう、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。
- (2) 財政支援に当たっては、財政力指数等を用いることなく、各自治体の行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) 全ての自治体が安定的に必要な資金を確保できるよう、必要な対策を講じること。

### <現状・課題>

新型コロナウイルス感染症の感染状況は改善傾向にあるものの、感染の再拡大には引き続き最大限の警戒が必要であり、医療提供体制の確保や感染拡大防止策の徹底に取り組んでいくことが重要である。

また、現下では、新型コロナウイルス感染症の影響に加え、ウクライナ危機を発端とする原油・原材料価格等の高騰や円安の進行に伴う物価高騰等により、幅広い業種の事業者や住民が厳しい状況に置かれており、自治体は、地域の実情に応じて、地域経済や住民生活を支援しつつ、経済の再生・回復に向けた取組を行っていく必要がある。

こうした状況の中、今後とも、自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の継続・拡充が必要である。また、国は新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を守るため、国全体として万全の態勢を整備する責務を有することから、引き続き自治体が新型コロナウイルス感染症対策を的確かつ迅速に実施できるよう、責任をもって「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の確保・充実を図ることが重要である。これらの交付金をはじめとして、全ての自治体に対して十分かつ確実な財政支援を講じるとともに、資金確保に必要な対策を講じること、地方の持続可能な財政運営を支援することが不可欠である。

特に東京は、全国で累計感染者数が最も多く、現下の状況においては、医療機関に対する空床確保料の補助など、引き続き医療提供体制の確保への支援が必要である。また、高齢者施設や入院医療機関など、重症化リスクや集団感染のリス

クが高い方が多数いる施設等における検査需要が増えている。さらに、新型コロナウイルス感染症に加え、原油価格や物価高騰等の影響を受ける事業者数が多く、そうした事業者を金融・経営の両面から支援するための対策など、引き続き都に求められる財政需要は大きい。

東京は世界から人が集まり、日本各地と世界とをつなぐ結節点として、我が国の経済活動の中心も担っており、日本経済全体の復活への道筋を確かなものとするためには、首都東京での感染再拡大を確実に食い止め、東京の経済をしっかりと下支えすることが極めて重要である。そのため、財政力指数等による割落としなどを用いない、東京の実情を踏まえた支援が不可欠である。

#### <具体的要求内容>

- (1) 医療提供体制の確保や感染拡大防止策の徹底、長期にわたる行動制限に加えて物価高騰等の影響を受けている地域経済の回復・活性化を促す取組には、息の長い施策を講じる必要があるため、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の継続・拡充をはじめとして、全ての自治体に対し、確実かつ十分な規模の財政支援を講じること。

とりわけ、感染再拡大への備えとして検査体制の強化が求められていることや、物価高騰等が長期化する可能性などを踏まえ、地域の実情に応じて自治体を実施する事業に幅広く交付金を活用できるよう、国において財政措置を行うこと。

また、今後、感染が再拡大した際に自治体が地域の感染状況を踏まえて営業時間の短縮要請等を行う場合においては、即時対応特定経費交付金を確実に措置するなど、国として自治体の財政負担が生じないよう必要な財政措置を講じること。

- (2) 財政支援に当たっては、財政力指数等による割落としなどを用いることなく、各自治体の感染状況や地域経済への影響などに伴う行政需要を適切に反映した支援とすること。
- (3) 全ての自治体が安定的に必要な資金を確保し、持続可能な財政運営が行えるよう、各種財政制度における所要の措置も含め、必要な対策を講じること。



## 15 ベース・レジストリの整備・オープンデータの利活用の推進

(提案要求先 デジタル庁)  
(都所管局 デジタルサービス局)

ベース・レジストリの整備を推進するとともに、ユーザー視点に立ち、地方公共団体や民間事業者等にとって使いやすいオープンデータとなるよう、データの標準化と利活用の推進に努めること。

### <現状・課題>

行政手続のデジタル化によるワンスオンリーやスマートシティの実現に向けては、人・法人・土地・建物・資格等、社会の基本データとなるベース・レジストリの整備が必須である。また、正確性・最新性を備えたそうした基本データが整備されなければ、データ収集やシステム間連携にコストと時間がかかり、行政手続のオンライン化のみならず新たなビジネスの立ち上げのスピードなどに大きく影響する。激化する国際競争・都市間競争に打ち勝つためにも、国による強力な整備の推進が極めて重要である。

また、国では、地方公共団体によるオープンデータの公開とその利活用を促進するため、地方公共団体が最低限公開することが望ましい（推奨）データセット及びフォーマット標準例を公開し、地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインなどにより、地方公共団体に通知するとともに、「官民データ活用推進基本法」により、地方公共団体だけではなく民間事業者に対しても、国又は地方公共団体の官民データ活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとした。しかしながら、各地方公共団体等において公開しているオープンデータでは、住所情報等の表記が異なるもの（本来「一丁目1番地」と表記すべきものが「1丁目1番地」や「1-1」となっているものなど）があるなど、フォーマット標準等に従っていないものも多くある。このため、収集したデータを加工する必要があるなど、オープンデータの活用が十分に進んでいない。

### <具体的要求内容>

- (1) 国や地方公共団体のみならず、民間を含めたシステム間連携が円滑に進むよう、国が中心となり、行政が保有する社会基盤データ（ベース・レジストリ）の整備を強力に進めていくとともに、その普及に向けた取組を推進すること。
- (2) 行政のデジタル化のみならず、社会全体のデジタルシフトを推進していくため、オープンデータが、ユーザー視点に立ち利用しやすいものとなるよう、引き続き、(推奨)データセット及びフォーマットの標準化を推進するとともに、地方公共団体や民間事業者等による利活用の推進に努めること。

あわせて、オープンデータ化の取組がより一層推進されるよう、地方公共団体オープンデータ推進ガイドラインに関する研修会等を開催するなど、引き続き、地方公共団体職員に対する啓発支援を行うこと。

## 16 パブリッククラウドの利用ガイドラインの提示

(提案要求先 デジタル庁・総務省)  
(都所管局 デジタルサービス局)

地方公共団体の情報基盤において、パブリッククラウドを効率的かつ安全に利用できるように具体的な利用ガイドライン等を提示すること。

### <現状・課題>

国は「デジタル・ガバメント実行計画」（平成30年1月策定）において、情報システムを整備する際には、クラウドの利用を第一候補とする「クラウド・バイ・デフォルト」の原則を掲げており、政府の情報システムにおいて、パブリッククラウドの利用に取り組んでいるが、地方公共団体に対して、具体的な利用のガイドライン等は示されていない。地方公共団体がパブリッククラウドを利用するに当たり、調達時に安全な事業者を見分ける評価手法や利用形態に合わせた柔軟な契約方法、安全な利用の在り方などが課題となっている。

### <具体的要求内容>

地方公共団体のSaaS利用等を含めパブリッククラウドの利用促進の観点から、地方公共団体の情報基盤において、パブリッククラウドを効率的かつ安全に利用できるように、利用に当たっての課題を解決する具体的なガイドライン等を提示すること。

## 1 7 行政手続などのデジタル化に向けた財政措置等

(提案要求先 デジタル庁・総務省)  
(都所管局 デジタルサービス局・総務局・財務局・主税局)

- (1) 全国統一的なシステムの構築に当たっては、ガバメントクラウド先行事業の検証も踏まえ、各地方公共団体の意見を十分集約し、利用しやすいシステムとすること。
- (2) 「デジタル基盤改革支援基金」による地方公共団体への財政支援に当たっては、地方公共団体ごとの取組に差が生じることがないように、必要な財源を措置すること。
- (3) 行政手続でGビズIDを一層活用できるよう、企業・団体等の事業所に付番する仕組みを国の責任で構築すること。また、個人を対象とした補助金においては、補助金申請システム（Jグランツ）を活用できる仕組みを新たに構築すること。
- (4) 行政手続法で定める公示送達について、各地方公共団体が手続のデジタル化に取り組めるよう速やかに必要な措置を講ずること。
- (5) 「デジタル田園都市国家構想推進交付金」をはじめとする国庫補助金について、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とすること。

### <現状・課題>

行政手続のデジタル化に当たっては、個々の手続をオンライン化するだけでなく、一度出した情報は二度提出することを不要とする「ワンスオンリー」や、複数の手続・サービスを一つにまとめる「ワンストップ」の取組を同時に進めていく必要があり、そのためには、地方公共団体間のデータ連携の円滑化などシステム連携の強化やシステムの共同利用の推進が求められる。こうした取組は、住民サービスの向上のみならず、業務の効率化や行政保有情報の統一的なオープンデータ化にもつながるものである。

地方公共団体が共同で利用できるシステムとしては、デジタル庁が提供する「補助金申請システム（J グランツ）」などがあり、今後、国においてこのような共通基盤システムを構築する場合、設計段階から地方公共団体の意見を十分に聞く機会を設けるとともに、構築後も各地方公共団体が必要に応じて追加機能を利用できるように、国費により随時システムのアップデートを行うべきである。

また、国は、2020年12月に策定した「自治体DX推進計画」をうけて、地方公共団体の業務プロセス・情報システムの標準化に向け、住民記録、地方税、福祉など基幹系20システムに関する標準仕様を策定し、2025年度までに、原則全ての地方公共団体がガバメントクラウド上に構築された基幹業務システムへ移行する統一・標準化を目指すとしている。

さらに、この標準仕様に基づく情報システムの利用を地方公共団体に義務づける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」を2021年9月に施行し、2021年11月からは、先行事業として、8市町の基幹業務等システムについて、ガバメントクラウド利用の検証をはじめている。

この基幹業務等システムの標準化は、情報システムの迅速な構築と柔軟な拡張、データ移行や連携の容易性の向上、セキュリティ対策、情報システムに係るコスト削減等、住民サービスの向上と行政の効率化が期待されている一方で、令和4年5月に東京都が開催した「第3回東京都・区市町村CIOフォーラム」に参加した区市町村からは、自治体規模によって業務の複雑さは全く異なるため、こうした標準化に係る取組について、国が示す2025年までの対応に懸念を示す声も挙がっている。国は各地方公共団体の意見を十分に集約し、検討に活かすことで地方自治体の懸念を払しょくすべきである。

あわせて、国は、国が整備する共通的な基盤を提供する複数のクラウドサービスの利用環境へのシステム移行経費等について、地方公共団体情報システム機構に「デジタル基盤改革支援基金」を設け、当該基金を通じて地方公共団体に対し、財政支援を行っているが、令和4年4月に実施した区市町村に対するアンケートによると、依然として多くの自治体から財政的な支援を求める意見があった。財政支援は自治体の規模に応じて上限を設定することとされているが、地方公共団体ごとの取組に差が生じることがないように、必要な財源を確実に措置される仕組みとするべきである。

法人に付番するIDとしては、GビズIDが設けられているが、法人の事業所ごとに付番するIDがないため、事業所単位で申請・交付等が必要な行政手続においても、法人IDを利用する必要があるため、利用者にとっては手続に手間がかかり使いにくいものとなっている。また、国の「補助金申請システム（J グランツ）」はシステムの仕様上GビズIDを取得することで本人認証を行うものとなっていることから、個人を対象とした補助金申請については、本システムを活用して申請・交付手続を行うことができない。

加えて、行政手続法第15条第3項では、不利益処分の名あて人となるべき者の聴聞の通知に当たり、「不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合」の公示送達の方法として、公示事項を事務所の掲示板に掲示することを規定している。公示送達の手続においてもデジタル化を進めたいところであるが、現行法で対応可能なデジタル化の方法やインターネット上に公開する場合のプライバシー配慮の観点等を踏まえた公示事項の範囲等について具体的な方針を示すなど速やかに必要な措置を講ずるべきである。

さらに、行政手続のデジタル化以外にも、地方公共団体と民間事業者等との協働により、地域の実情に応じてデジタル技術を活用したスマートサービスの実装を進める取組も始まっている。こうした先進的なデジタル化の取組が各地域で活発に進むよう、各団体の自主性を尊重した上で、国が積極的に後押しするべきである。

令和3年度補正予算において「デジタル田園都市国家構想推進交付金」が創設されたものの、申請時点でサービスの詳細を実施計画に記載する必要があり、民間事業者からの提案を踏まえて実施する事業への活用が想定しづらいものとなっていることから、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とするべきである。

#### < 具体的要望内容 >

- (1) 全国統一的なシステムの構築に当たっては、ガバメントクラウド先行事業の検証も踏まえ、各地方公共団体の意見を十分集約した上で、各地方公共団体が利用しやすいシステムとするとともに、国費において随時機能の改善を行うこと。
- (2) 「デジタル基盤改革支援基金」による地方公共団体への財政支援に当たっては、地方公共団体ごとの取組に差が生じることがないように、必要な財源を確実に措置すること。
- (3) 国は、行政手続でGビズIDを一層活用できるよう、企業・団体等の事業所に付番する仕組みを構築するとともに、個人を対象とした補助金においては、補助金申請システム（J グランツ）を活用できる仕組みを新たに構築すること。
- (4) 行政手続法で定める公示送達について、各地方公共団体が手続のデジタル化に取り組めるよう速やかに必要な措置を講ずること。
- (5) 地方独自の先進的なデジタル化の取組が各地で活発に進むよう、「デジタル田園都市国家構想推進交付金」をはじめとする国庫補助金について、地域の実情に応じて柔軟に活用できる制度とするとともに、申請スケジュールを早期に地方公共団体に示すこと。

## 1 8 税務行政におけるデジタル化推進

### 1 ICTを活用した国税・地方税間の情報連携の更なる推進

(提案要求先 総務省・国税庁・デジタル庁)  
(都所管局 主税局)

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、環境整備を行うこと。

#### <現状・課題>

地方自治体における税務事務の現場では、国や他の地方自治体との情報連携を紙媒体で行っている場面が多数あり、閲覧作業や紙媒体から税務事務システムへの入力作業など、様々な事務負担が発生している。また、事業者にとって、地方自治体ごとに異なる書式・様式による税務手続が、大きな負担となっている。この状況を解消するためには、ICTを活用して情報連携を進めていくことが必要である。

こうした認識のもと、都では、バックオフィス連携（国、地方自治体等とのデジタル化されたデータ連携）の実現を含む2030年の税務行政の将来像を示した「主税局ビジョン2030－更新版－」を策定し、検討を進めている。

しかし、例えば、紙媒体での情報連携時に使用している各地方自治体等の様式・帳票については、項目の名称や順番などレイアウトがそれぞれ異なっており、そのままデータ形式に変換した場合、全国的に標準化されていないため、情報連携を円滑に実施することが困難である。

このような課題がある中、総務省が主体となり、地方自治体の税務システムについて標準化の検討が進められており、「税務システム等標準化検討会」では、2021年8月に「税務システム標準仕様書【第1.0版】」が策定された。また、デジタル庁において、他の行政機関等との連携要件について検討が進められており、2022年夏を目途に標準仕様を作成されることとなっている。

今後の円滑な情報連携を推進していくためには、地方自治体の意見を踏まえ、行政運営の効率化に資する連携手法の検討や連携項目の整理等を行うことが必要である。

#### <具体的要求内容>

ICTを活用した国税・地方税間の情報連携を更に推進するため、各地方自治体の状況や意見を踏まえた上で、法整備をはじめとした環境整備を行うこと。

## 参 考

地方自治体のデジタル化の推進

【「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）より抜粋】

### 第6 デジタル社会の実現に向けた施策

#### 5. デジタル社会を支えるシステム・技術

##### (2) 地方の情報システムの刷新

標準化基準における共通事項の策定等に関する具体的な施策

##### ③ データ要件・連携要件の策定

各制度所管府省庁における標準仕様書の検討と並行して、デジタル庁は、地方公共団体が基幹業務等のアプリケーションを選択し、旧アプリから新アプリに乗り換える場合等のデータ移行を容易にするため、データ要件を定めるほか、標準準拠システム間や他の行政機関等（公共サービスメッシュ（仮称）等を含む。）とのデータ連携が円滑に行われるようにするため、連携要件を定める。

具体的には、標準仕様書の機能要件や帳票要件を基に、「データ要件・連携要件の標準」を作成することや、基幹業務等におけるマイナポータルびったりサービスの円滑な活用のため、マイナポータルと標準準拠システムとの間の連携要件を新たに定めるなど、関係機関の協力を得ながら検討を進め、令和4年（2022年）夏を目途にこれらの標準仕様を作成する。

データ要件・連携要件の内容と各制度所管府省庁が定める各業務の標準仕様の内容との整合性が保たれるよう、デジタル庁と各制度所管府省庁は、相互に連携を図る。

また、アプリケーションのデータ要件・連携要件への適合は、ワンスオンリーの推進やベンダーロックインの排除の観点から、十分に担保される必要がある。したがって、デジタル庁はアプリケーションのデータ要件・連携要件への適合性を地方公共団体が容易に確認するためのツールについて、令和4年度（2022年度）中の作成を目指す。

## 2 地方税の電子申告・電子納税の利用拡大及び利便性向上

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

- (1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。
- (2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

### <現状・課題>

地方自治体は、社会構造の変化に対応していくため、行政のデジタル化を実現することが喫緊の課題となっており、都においても「主税局ビジョン2030ー更新版ー」を策定し、税務手続のデジタル化を推進している。

税務手続のうち、地方税の電子申告・電子納税については、地方税共同機構が運営する「地方税ポータルシステム（eLTAX：エルタックス）」を利用して一元的に行われている。

電子申告は、納税者の利便性を向上させるとともに税務事務の効率化に寄与するものであり、都においても、平成17年8月から、順次利用可能な税目を増やしてきたが、一部の税目ではいまだに利用率が低い状況となっている。

こうした中、法人二税の電子申告については、平成30年度税制改正により、大法人の電子申告が義務化され、中小法人に対しても、規制改革推進会議の「行政手続部会取りまとめ」において電子申告利用率70%以上（将来的には100%）の数値目標が設定されるなど、普及促進活動を推進し利用拡大を図ることが求められている。

また、電子納税については、令和元年10月から、複数の地方公共団体への納税を一度の手続で可能とする地方税共通納税システムが導入され、これまでに法人事業税・法人住民税、個人住民税（給与所得・退職所得に係る特別徴収、利子割、配当割、株式等譲渡所得割）、事業所税のキャッシュレス納税が可能となり、納税者、金融機関及び各地方自治体等の事務負担が軽減されている。

現在、対象税目は申告税目を中心であるが、納税者の利便性を一層高めていくためには、賦課税目にも対象を拡大していくことも重要であり、令和5年4月からは、賦課税目である固定資産税・都市計画税、自動車税種別割、軽自動車税種別割を含め、全税目が追加される予定となっている。

しかし、賦課税目では、地方自治体が税額や納期、納付場所などを記載した納税通知書等を納税者に送る必要があり、納税者の利便性を向上させるためには、通知の受領から納付手続までを一貫して電子的に完結できる仕組みの構築、eLTAX・マイナポータルなどシステム環境の整備が不可欠である。また、電子化



に伴い地方自治体の税務事務システムは大規模に改修していくこととなるため、全ての地方自治体に対して財源措置が必要となる。

<具体的要求内容>

- (1) 地方税の電子申告等の利用拡大に向けた継続的な普及促進活動を行うこと。
- (2) 賦課税目における納税通知書等の電子化に向け、早期に環境整備を行うこと。また、利便性向上に向けたシステム改修経費について、必要な財源措置を全ての地方自治体に対して講じること。

参 考

【地方税分野における「行政手続コスト」削減のための基本計画】（平成31年3月末改定 総務省より抜粋）】

2 削減方策（コスト削減の取組内容及びスケジュール）

- (1) 大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（e L T A X）の利用率100%

今後は、大法人の法人住民税・法人事業税のe L T A X利用率100%という目標達成に向け、地方団体の協力を得つつ、電子申告が義務化されることに加え、こうした環境整備・利便性向上に関する取組についても引き続き周知を図る。

- (2) 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（e L T A X）の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e L T A X）の利用率100%

中小法人の法人住民税・法人事業税のe L T A Xの利用率70%以上という目標達成に向け、こうした環境整備・利便性の向上の周知も図りながら、利用勧奨や広報・周知等、e L T A Xの普及に向けた取組を一層進める。

【都における電子申告の利用率の状況（令和2年度）】

法人二税76.4%、固定資産税(償却資産)55.6%、事業所税31.2%

【「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」（平成29年3月29日 内閣府 規制改革推進会議行政手続部会）より抜粋】

1 国税の数値目標も踏まえ、次の数値目標を設定する。

- ① 電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（e L T A X）の利用率100%
- ② 中小法人の法人住民税・法人事業税の申告について、電子申告（e L T A X）の利用率70%以上。なお、将来的に電子申告の義務化が実現されることを前提として、電子申告（e L T A X）の利用率100%

【「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」（令和元年9月税制調査会）より抜粋】

## 第二 令和時代の税制のあり方

### 4. デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な課税の実現

#### (2) ICTを活用した納税者利便の向上

##### ③ 地方税務手続の電子化の推進

地方税共通納税システムの利用促進に努めるとともに、今後、当該システムの対象税目拡大等のeLTAXの機能強化や、主として個人向けの収納手段に係るICT環境の変化に対応した更なる多様化など、地方税務手続の電子化の推進について、早期に地方公共団体と情報を共有するなど、計画的な対応が重要であることにも留意しながら、引き続き、検討していくべきである。

【「令和4年度税制改正大綱」（令和3年12月24日 閣議決定）より抜粋】

## 六 納税環境整備

### 4 地方税務手続のデジタル化

(地方税)

#### (1) eLTAXを通じた申告・申請に係る対象手続の拡大

納税者等が地方公共団体に対して行う全ての申告・申請等について、eLTAXを通じて行うことができるよう所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和4年4月1日から施行し、実務的な準備が整ったものから順次対応する。

#### (2) eLTAXを通じた電子納付の対象税目の拡大

地方公共団体の収納事務を行う地方税共同機構が電子的に処理する特定徴収金の対象税目を拡大し、納税者が全ての税目について、eLTAXを通じて納付を行うことができるよう所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、令和5年4月1日以後の納付について適用する。

### 3 評価額情報の活用による利便性向上

(提案要求先 総務省・法務省)  
(都所管局 主税局)

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

#### <現状・課題>

不動産の所有権移転登記等を行う際、申請者は市町村（特別区においては都。以下同じ。）が発行した固定資産課税台帳登録事項証明書等に記載された評価額により登録免許税を算定し、法務局へ納付することとなっている。

これにより、都においては不動産の所有権移転登記等を目的とした固定資産課税台帳登録事項証明書発行が年間約30万件あり、窓口及び郵送請求対応に多大な労力がかかっていると同時に、申請者にとっても負担が生じている。

一方で、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局に対し、電子データによる評価額情報の通知を行っているところであり、法務局が当該データを活用し、登録免許税の算定等を行うこととすれば、固定資産課税台帳登録事項証明書の添付が不要となり、申請者の利便性向上に資する。

#### <具体的要求内容>

不動産の所有権移転登記等を行う際は、地方税法第422条の3の規定により市町村から法務局へ通知している電子データの評価額情報を活用して法務局が登録免許税を算定できるようにするなど、申請者の利便性向上等を図ること。

#### 参 考

##### 【地方税法（昭和二十五年七月三十一日法律第二百二十六号）】

（土地又は家屋の基準年度の価格又は比準価格の登記所への通知）

第四百二十二条の三 市町村長は、第四百十条第一項、第四百七条、第四百十九条第二項又は第四百三十五条第二項の規定によつて、土地及び家屋の基準年度の価格又は比準価格を決定し、又は修正した場合においては、その基準年度の価格又は比準価格を、遅滞なく、当該決定又は修正に係る土地又は家屋の所在地を管轄する登記所に通知しなければならない。

#### 4 住民基本台帳ネットワークシステムの情報提供機能の強化

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

本人確認情報に関する情報連携を強化するため、必要な環境整備を行うこと。

##### <現状・課題>

令和3年にデジタル改革関連法(注1)が成立し、国・地方の情報システムのあるべき姿として、ワンスオンリーの実現により国民負担を軽減し、行政コストを削減する観点から、行政機関間の情報連携の徹底が必要との方向性が示された。

複数の行政機関に対して行う住所変更等の手続きにおいて一度の申請で完了できるワンスオンリーの実現に向けては、申請された本人確認情報(注2)が、必要とされる行政機関に対して常に共有され、最新の情報に保たれる仕組みが必要である。

現在、都道府県の税務事務では、本人確認情報の更新に際して主に住民基本台帳ネットワークシステムが活用されており、都道府県が全国サーバーに照会することにより、必要な本人確認情報の提供を受ける方式となっている。このため都道府県では、全国サーバーから本人確認情報の提供を受けるまで納税者等の最新情報を把握できず、また住所異動等全ての納税者等の情報を最新の内容に更新するためには、納税者等の情報全件を対象として全国サーバーに順次照会しなければならず、こうした事務に膨大な時間が掛かっている。

このように、納税者等の情報を即時に把握できないことによって、証明書交付時の本人確認に時間が掛かることや、同一内容の書類を複数の行政機関に提出する必要が生じていること、納税通知書の返戻など、行政機関及び納税者等の双方にとって負担や不利益が生じている。

このような課題がある中、国の「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」においてプッシュ型通知について検討は行われたものの、利用する行政機関のニーズや費用対効果を踏まえ、引き続き検討を深める必要があるとの結論に留まっている。

##### <具体的要求内容>

住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知を実現する等、本人確認情報の連携強化に向けて必要な環境整備を行うこと。

(注1) デジタル社会形成基本法(令和3年法律第35号)、デジタル庁設置法(令和3年法律第36号)、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号)、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)、預貯金者の意思に基づく個人番号の利用による預貯金口座の管理等に関する法律(令和3年法律第39号)、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律(令和3年法律第40号)

の6本の法律から構成される。

(注2) 住所、氏名、生年月日、性別、マイナンバー、住民票コード及びこれらの変更情報

## 参 考

【「デジタル・ガバメント実行計画」(令和2年12月25日閣議決定)より抜粋】

別添1 マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて  
(国・地方デジタル化指針)

Ⅲ 33の課題を解決するための取組方針

2. マイナンバーの利活用の促進

2.2 多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の  
検討

⑤情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムに  
おけるプッシュ型通知の検討・実施

現在、情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムは、制度上・システム上ともに、情報を必要とする行政機関が情報を保有する行政機関に照会し、提供を受ける方式となっている。しかし、この方法だけでは、例えば住所変更があっても、各行政機関は照会するまで把握できず、また、全員分について照会をかける必要があり、迅速性・効率性に欠ける。ワンスオンリーの実現には、情報保有機関が、必要な行政機関に対してプッシュ型で通知することが必要不可欠である。

このため、情報提供ネットワークシステム及び住所、氏名等の本人確認情報を有する住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知について、2021年度(令和3年度)に検討し、2022年(令和4年)の通常国会への法律案提出を視野に、実現を目指す。

【デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会報告書(令和3年12月28日 デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会)より抜粋】

2. 住民基本台帳ネットワークシステムのあり方

(1) 住基ネットの意義・仕組み・各主体の役割

③都道府県の役割

都道府県において、住民に関する事務を遂行するに当たっては、その構成員として、また、都道府県に対する各種の権利義務の主体として、域内の住民を正確に把握している必要があり、都道府県自らも事務を担い、域内の住民の本人確認情報を適切に管理するとともに、これを利用することが、行政の効率化・高度化に資するものとされた。

(2) 今後の住基ネットのあり方

②情報提供機能の強化

○ デジタル改革関連法が成立し、国・地方の情報システムのあるべき姿とし

て、ワンスオンリーを実現し、国民の負担を減らし、行政のコスト削減・正確性向上を図る観点から、行政機関間における情報連携の徹底が必要との方向性が示されており、機構からの本人確認情報の提供について、住基ネット利用機関からの照会に対して情報提供を行うこれまでの方式に加え、住基ネット利用機関の求めるタイミングや頻度で、本人確認情報に変更がある都度又は定期的に、プッシュ型で情報提供を行うことが求められている。

- このようなプッシュ型の情報提供を行うには、住基ネット利用機関において、あらかじめプッシュ型の情報提供が必要となる対象者に関する情報（マイナンバー、利用事務等）や求める通知間隔（日次、月次等）を登録する必要があり、登録されている対象者の本人確認情報に変更が生じた場合に、機構から該当者の本人確認情報をプッシュ型で提供することが考えられる。
- 住基ネット利用機関への調査によれば、当該機関が管理している本人確認情報に変更がある都度、情報提供を受けたいという機関もあったが、主要な住基ネット利用機関においては、特定の時点での正確な情報や費用対効果をより重視する意向であった。
- この結果に加え、プッシュ型の情報提供の導入に当たっては、機構においても、住基ネット利用機関においても、システム改修が必要となることから、その導入については、住基ネット利用機関のニーズや費用対効果等を踏まえ、引き続き検討を深める必要がある。

## 5 税務システムの庁舎外での活用の推進について

(提案要求先 総務省)  
(都所管局 主税局)

納税者サービスの向上及び税務行政の効率化を図るため、各自治体が適切なセキュリティ対策を講じた上で、庁舎外における無線LAN等による税務システムのオンライン利用を可能とすること。

### <現状・課題>

地方自治体が運用する税務システムは、総務省の「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」においてマイナンバー利用事務系に位置付けられ、無線LANの利用が禁止されていることから、税務システム内のデータを庁舎外でリアルタイムに活用できないなど、利用に当たり厳しい制約が課されている。

そのため、現場での実査を伴う税務調査等においては、事前に税務システムから出力して用意した、紙の調査資料を持ち出して対応に当たっている。その結果、納税者からの想定外の問合せや追加の調査事項が生じた場合、即時対応が困難であり、改めて納税者の日程を確保して対応しなければならず、迅速で柔軟な対応による納税者サービスの向上の妨げとなっている。

また、税務職員側においても、調査先等で作成した紙の資料を帰庁後に税務システムに改めて入力するなど、非効率な作業が生じている。

無線LAN等による税務システムのオンライン利用が可能となり、モバイル端末を活用した税務調査等の事務が行えるようになれば、庁舎外から必要な税務情報に随時アクセスし、納税者ニーズや現場で新たに発生した事務に対してきめ細かな対応が可能になるなど、納税者サービスの向上とともに、税務行政の効率化に資することができる。

### <具体的要求内容>

納税者サービスの向上及び税務行政の効率化を図るため、各自治体が適切なセキュリティ対策を講じた上で、庁舎外における無線LAN等による税務システムのオンライン利用を可能とすること。

## 参 考

【「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン（令和2年12月版）」より抜粋】

第3層 地方公共団体における情報セキュリティポリシー（解説）

### 6. 1 コンピュータ及びネットワークの管理

（解説）

#### （13）無線LAN及びネットワークの盗聴対策

無線LANを利用する場合は、解読が困難な暗号化及び認証技術を使用し、アクセスポイントへの不正な接続を防御する必要がある。特に、LGWAN接続系で無線LANを利用する場合は、盗聴及びなりすましアクセスポイント（AP）などによる情報漏えいや不正アクセスに対して、認証サーバを利用したWPA2/WPA3エンタープライズによる認証（IEEE802.1X認証）を採用する等、セキュリティ対策を実施しなければならない。遵守すべきセキュリティ要件は、「庁内無線LANのセキュリティ要件について」を参照されたい。なお、マイナンバー利用事務系においては、無線LANは利用しないこととしなければならない。

### 6. 2 アクセス制御

（解説）

#### （2）職員等による外部からのアクセス等の制限

外部から庁内ネットワークや情報システムに接続を認める場合は、外部から攻撃を受けるリスクが高くなることから、本人確認手段の確保、通信途上の盗聴を防御するために、原則、安全な通信回線サービスを利用しなければならない。その際、通信する情報の機密性に応じて、ファイル暗号化、通信経路の暗号化、専用回線の利用等の必要な措置を実施することが求められる。また、接続に当たっては許可制とし、許可は必要最小限の者に限定しなければならない。

職員等がテレワークにより庁内ネットワークや情報システムに接続を認める場合、情報資産の重要性を踏まえて対象となる資産を明確化し、テレワーク等で扱うことができる情報資産やテレワーク実施時の情報セキュリティ対策について規則を整備するとともに、外部からの不正な通信、マルウェアによる情報漏えいを防ぐためにアクセス制御等の技術的対策を行うことが求められる。また、なりすまし、情報漏えい及び盗難・紛失といったリスク等を踏まえ、取り扱う情報の重要度を勘案しつつ、適切なセキュリティ対策を講じる必要がある。なお、マイナンバー利用事務系は、住民情報等の特に重要な情報資産が大量に配置されており、情報漏えいリスクが高いこと等を踏まえ、テレワークの対象外としなければならない。



## 19 指定給水装置工事事業者の指定等に係るDX の推進

(提案要求先 厚生労働省)  
(都所管局 水道局)

指定給水装置工事事業者の指定に関する諸手続について、今後のデジタルトランスフォーメーション（DX）推進に向け、必要な措置を講じること。

### <現状・課題>

指定給水装置工事事業者の指定の申請、指定の更新及び一部の変更の届出に当たっては、水道法施行規則第18条第2項第2号並びに第34条第2項第1号及び第2号により、法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写しを添えなければならないと規定されており、現行制度下では、申請者が各行政窓口で取得した原本の提出が必要である。

### <具体的要求内容>

指定給水装置工事事業者の指定に関する諸手続について、登記事項証明書又は住民票の写しを書面提出によらない方法が可能となるよう、必要な措置を講じること。